

大学院修士段階（博士前期課程）における「授業料後払い制度」概要

令和6年度から大学院修士段階（修士課程・博士前期課程）における「授業料後払い制度」が創設されます。本制度を利用すると日本学生支援機構第一種奨学金を利用することはできません。予約採用で第一種奨学金を申請した場合でも、第一種奨学金を利用せず（辞退し）授業料後払い制度を選択することも可能です。

※本制度は文部科学省による制度検討中のため、内容に変更が生じる可能性があります。入学後の手続きについては詳細等の通知があり次第、[学生情報ポータル](#)等にてお知らせします。



「授業料後払い制度」とは

大学院修士段階（博士前期課程）の授業料について、要件を満たす学生を対象に国が在学中の授業料を立て替え、返還は修了後の所得に応じて「後払い」とする制度です。あわせて、生活費奨学金の貸与を受けることもできます。

返還は、年収300万円程度から返還が始まり、返還額は課税対象所得の9%となります。ただし、扶養する子供が2人いれば年収400万円程度までは所得に応じた返還は始まりません。

1. 対象となる方（以下すべてを満たす方）

- ① 次のいずれにも該当する方
 - 令和6年4月に本学の博士前期課程に入学した者
 - 学部で「高等教育の修学支援新制度」の対象となったことがある者
 - 就労等を挟まずに本学の博士前期課程に入学した者
- ② 本人の希望に基づき、本学を通じて申請を行った者
- ③ 日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準（[JASSO ホームページ参照](#)）を満たす者
- ④ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者



2. 後払いとできる授業料の額（授業料支援金）

年535,800円を上限として大学が請求する授業料。

※授業料支援金は日本学生支援機構から貸与を受けるものであり、保証料の支払い（機関保証への加入）は必須です。上記の金額に保証料を上乗せした金額が貸与額となります。

3. 授業料支援金とは別に貸与を受けることができる額（生活費奨学金）

授業料支援金とあわせて、月1万円、2万円、3万円又は4万円から選択する額（無利子）の貸与を受けることができます。

※保証料の支払い（機関保証への加入）は必須とし、第一種奨学金における保証料の取扱いと同様、上記金額から保証料が天引きされます。

※生活費奨学金の貸与を受けないことも可能です。

4. その他

- 本制度は貸与であり、修了後の所得に応じて返還する必要があります。
- 本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできません。
- 申請した場合、「授業料後払い制度」の採用が決定するまで授業料の納入が猶予されます。
- 本制度に採用されなかった場合、指定する期間までに授業料を全額納入する必要があります。
- 本制度と併用して本学独自の授業料免除制度（大学院）に申請することができます。なお、一部免除と判定された場合は、免除額以外の額を「授業料支援金」として貸与を受けることになります。
- 第一種奨学金と同様に、毎年 の 適格認定の判定が行われます。また、業績優秀者の返還免除制度への申請が可能です（詳細未定）。

5. 申請時期・方法

申請時期・方法は未定です。日本学生支援機構から詳細があり次第学生情報ポータルにてお知らせします。

6. 授業料後払い制度希望者の留意点

- 授業料後払い制度と第一種奨学金の貸与制度をあわせて利用することはできません。大学院の予約採用で第一種奨学金を申請した場合でも、第一種奨学金を利用せず（辞退し）授業料後払い制度を選択することも可能です。
- 授業料後払い制度に採用されなかった場合には、猶予された春学期分の授業料を大学が指定する期日までに納入する必要があります。

<提出先・お問合せ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係（3号館1階 平日8:30-17:00）

TEL：075-724-7143 / E-Mail：shogaku@jim.kit.ac.jp

「授業料後払い制度」と「JASSO 第一種奨学金」の比較表

項目	授業料後払い制度		JASSO 第一種奨学金	
支援額	授業料支援金	535,800 円×2 年	貸与金額	50,000 円 or 88,000 円 ×24 ヶ月
	生活費奨学金	10,000 円～40,000 円 ×24 ヶ月		
	合計	最大 2,031,600 円	合計	最大 2,112,000 円
支援基準	JASSO 第一種奨学金と同様の家計基準 及び学業成績基準を満たす者		同左	
利子有無	無利子		無利子	
保証制度	機関保証のみ		人的保証 or 機関保証	
授業料免除と併用	可		可	
授業料納入	JASSO が直接大学へ授業料支援金を納入		学生が大学へ授業料を納入	
返還免除制度	申請可		申請可	
返還方式	扶養する子供が 2 人で年収 400 万円程度、 扶養する子供おらず年収 300 万円程度であれば、 月 2,000 円などの一定額を納付する。 上回る場合は「課税対象所得から子供の人数に 応じた額を控除した額」の 9%を納付する。		所得連動返還方式（機関保証のみ） 1 年目は定額返還方式の返還月額 の半分、2 年目以降は収入がない場合は月 2,000 円、 所得がある場合は課税対象所得の 9%を 12 で割った返還 月額×貸与を受けた奨学金を納付する。	
減額返還制度	利用不可		利用可	
貸与始期	生活費支援金の初回振込月は秋以降予定		4 月～6 月（予約採用） 6 月（在学採用）	
授業料納入の猶予	採用決定まで猶予		猶予されない	
貸与総額	貸与総額 = 授業料支援金 + 保証料 + 生活費奨学金（希望者のみ）		貸与総額 = 貸与希望月額 × 貸与月数	